

「研究」に係る提出書類一覧【カテゴリ 1・2・3・4 共通】

(在留資格変更許可申請用)

〈表 1〉

No.	提出書類	提出の要否				チェックボックス
		所属機関のカテゴリ				
		カテゴリ 1	カテゴリ 2	カテゴリ 3	カテゴリ 4	
1	在留資格変更許可申請書	○	○	○	○	<input type="checkbox"/>
2	写真（縦 4 cm×横 3 cm） ※申請前 6 か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。 ※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付してください。	○	○	○	○	<input type="checkbox"/>
3	パスポート及び在留カード 【提示】	○	○	○	○	<input type="checkbox"/>
4	所属機関がいずれのカテゴリに該当するかを証明する文書 ※右記の書類の中で、提出可能な書類を提出してください。 ※提出可能な書類がない場合は、カテゴリ 4 に該当することとなります。	○四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書（写し） ○主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書（写し） ○高度専門職省令第 1 条第 1 項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）であることを証明する文書（例えば、補助金交付決定通知書の写し） ○「一定の条件を満たす企業等」であることを証明する文書（例えば、認定証等の写し）	○前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（受付印のあるものの写し） ○在留申請オンラインシステムに係る利用申出の承認を受けていることを証明する文書（利用申出に係る承認のお知らせメール等） ○提出書類省略に関する説明書（「留学」から「技術・人文知識・国際業務」又は「研究」への変更）（参考様式）	○前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（受付印のあるものの写し）		<input type="checkbox"/>
5	派遣契約に基づいて就労する場合（申請人が被派遣者の場合）は、派遣先での活動内容を明らかにする資料（労働条件通知書（雇用契約書）等の写し）	△	△	△	△	<input type="checkbox"/>